

平成 25 年 12 月 24 日

議事録

千葉工業大学体育会弓道部

(平成 25 年度. 副主将) 南部 孝輔

(平成 26 年度. 女子主将) 竹間 美夏

平成 25 年度 O B 総会議事録

1. 開催日 平成 25 年 11 月 24 日 (日) 13:00~17:00
2. 場所 千葉工業大学新習志野校舎 5 号館 5306 教室
3. 出席者 (敬称略)

O B

大西 英輔	糟谷 護	井上 勝	大西 秀弼	井田 晃
木口 真一	玉城 清剛	鈴木 泰璋	坂田 篤保	鈴木 悦雄
夏 目政夫	中条 哲郎	前田 弘司	星野 陽一郎	益子 泰人
原 新治	小沼 隆史	新庄 勇一	影山 裕樹	長阪 太一郎
浅野 貴憲	水野 光貴			

現役

石田 卓也	南部 孝輔	並田 麻帆	竹下 飛鳥	渡辺 朋美
今井 琢也	山崎 功麻	岡本 祐人	佐藤 弘人	竹間 美夏
小林 優生	土田 萌	松崎 大輔		

4. 議題 (※総会資料をもとに討議された)

第一章『役員紹介』

石田旧主将から旧役員・新役員の紹介および今年度戦績 【報告】

第二章『OB→学生の要望』

2-1. OB 会の名称「千葉工大弓友会」の変更

正式名称は千葉工業大学弓友会 (略: 千葉工大弓友会) に変更 【承認】

2-2. 暫定組織の紹介および承認(担当理事の職務紹介)

幹事の人選 【承認】

2-3. OB 会会則の変更 (案) の説明および承認

六条の修正 および 十条・十四条・十五条の修正 【承認】

2-4. OB 会費有効活用方法 (案) の説明および質疑 【承認】

OB 会の会費の利用方法に関しては明記する。

2-5. OB 会 HP の概略紹介 【承認】

2-6. OB 学生親睦練習会の紹介 【承認】

2-7. OB 会費管理者変更および振り込み方法の説明 【依頼】

2-8. OB 対抗戦 (公式試合等)・講習会の提案およびご意見 【承認】

2-9. その他

- ・ 会費の徴収方法について（提案） 【承認】
- ・ 総会資料の送付—連絡の可能な会員に送付 【承認】
- ・ 弓友会 50 周年弓袋：「不学不知道 東宏」 【承認】

第三章『学生→OBの要望』

- 3-1. OB 会費会計報告及び OB 会への移管の件について 【承認】
- 3-2. OB 対抗戦の出場等について 【依頼】
- 3-3. セレモニー等の大規模イベント開催時期の限定化の件について 【承認】
- 3-4. イベント時の諸手続きについて 【承認】
- 3-5. OB と学生間の連絡方法について 【承認】
- 3-6. 学生から OB・OG の方々へのお願い 【承認】

第四章『報告について』

- 4-1. HP について 【承認】
- 4-2. OB 練習会について 【承認】

5. 質疑応答

第二章『OB→学生の要望』

2-1. OB 会の名称「千葉工大弓友会」の変更

【議題内容】OB 会の名称を「千葉工大弓友会」への変更。

【承認内容】採決の結果、正式名称は千葉工業大学弓友会（略：千葉工大弓友会）で承認された。

《質疑》

- ・ OB はオールドボーイの略である。しかし、男性だけではなく女性も所属しているため「OB 会」ではふさわしくない。よって名称の変更を提案した。
- ・ 名称を「千葉工大」という略称より、千葉工業大学と表示した方が相応しい。よって千葉工業大学弓友会とする。

2-2. 暫定組織の紹介および承認(担当理事の職務紹介)

【承認内容】今後は総会に諮り必要に応じ理事を定める。

2-3. OB 会会則の変更（案）の説明および承認

【議題内容】弓友会会則の変更

【承認内容】六条・十条・十四条・十五条の修正

因みに、六条は総会構成者と議決、第十条は理事の役割分担、第十四条は会計、十五条は会費の徴収に係る。

《質疑》

- ・総会の参加者は誰なのかを明確にするべきである。
- ・第三条の「弓道部卒業生」とは引退した4年生は含まれるだろうか。
- ・2013年10月から、4年生は5月まで引退を延長することになったため、4年生は含まない（しかし大学院生は含む）。
- ・入部者は途中で退部した人も含む。
- ・これらの問題点を解決するために第六条に四項を追加（千葉工大弓友会の会長は総会において必要に応じて意見を求めることができる。出席を義務・要請することが出来る。場合によって4年生にも出席を求める）と第三条に記載されている在籍者という表現を在籍した者に変更し、()を消去する。

2-4. OB会費有効活用方法（案）の説明および質疑

【議題内容】会費の有効活用方法（案）の説明

【承認内容】会費の運用の考え方：会費の用途と使用は、会則の趣旨に沿いつ多くの会員の納得が得られとともに会の財政状況と社会通念を念頭に、理事会で判断する。

《質疑》

- ・OB会費の用途を鮮明にする必要がある。
- ・利用目的が明確でなければ遠方の弓友会員への報告義務・責任が果たせない。

2-5. OB会HPの概略紹介

【報告内容】HP作成および掲載内容について

2-6. OB学生親睦練習会の紹介

【報告内容】現在は第一土曜日の10:00から茜浜運動施設内弓道場で行っている。

2-7. OB会費管理者変更および振り込み方法の説明

【議題内容】OB会費管理者変更および振り込み方法の説明

【依頼内容】この件は影山祐樹（会計理事、47回生）さんに依頼する。振り込み方法が決定次第弓友会HPに記載。

2-8. OB対抗戦（公式試合等）・講習会の提案およびご意見

【議題内容】5月の全関東弓道選手権大会、6月の全日本弓道選手権大会でOB対抗戦がある。

【承認内容】原則として、選手選考を行う場合12～3月のOB学生親睦練習会で記録をとり、最終的に3月に練習会出席者の中から選手を決定する。

2-9. その他

【議題内容】①会費の徴収方法

②総会資料の送付—連絡の可能な会員に送付

③弓友会 50 周年弓袋：「不学不知道 東宏」

【承認内容】①毎年納付が原則であるが、何らかの理由で長年納付が滞っていた会員は、過去 2 年分の会費（¥6,000—）を納付すれば 3 年以前の未納付分は、請求しない

②今年度はメールアドレスを登録されている者のみ総会資料を送付、来年度はメール・郵送を併用（メールアドレス未確認且つ住所把握会員）。

③来年度の事業計画として実行していく予定。

第三章『学生→OB の要望』

3-1. OB 会計報告及び OB 会への移管について

【議題内容】平成 25 年度 OB 会費会計報告と OB 会への移管について

【承認内容】OB 会会計への会計の移管が承認された。

《質疑》

・詳細が書いてあるが、* 2 に林範士指導会についての収支内訳を記述することとした。

3-2. OB 対抗戦の出場等について

【議題内容】OB 対抗戦の参加費用を学生の部費から捻出している。今後は弓友会で負担し、OB 対抗戦に出場する。

【依頼事項】事実関係が不明な点が多いため、代表の井上 勝（会長、3 回生）さんに今後の対応を依頼する。

《質疑》

・OB 対抗戦の費用は体育会から援助金として頂いていたのではないか。

・現在体育会からの援助金は事前にはではなく、精算という形でもらっている。この際に OB 対抗戦の参加費用を提出し、費用をもらっているが、これでは現役側が負担しているとは言えないのではないか。

・OB 会が設立されたことによって体育会から援助金が交付されないのはおかしいのではないか。他の部活の確認をとるべき。

・体育会から援助金が本当に出ているのか、他の部活はもらっているのか確認をとり、現役側がもう一度報告する。

3-3. セレモニー等の大規模イベント開催時期の限定化について

【議題内容】OB 射会などのイベントは 12～3 月に行ってほしい。

【承認内容】OB 射会などのイベントは 12～3 月、しかし鳴き等の現役の負担が増える準

備等はいらない。

《質疑》

- ・開催時期について3月で行えるのであれば、7～8月でも可能ではないか。
- ・7～8月にある全日本大会や合宿等などで現在スケジュールが厳しい状態である。現在、全日本大会の参加に関して、個人予選は基本全員参加、個人予選が通った場合は選手一人では行かせず、選手が試合に専念出来るようにお手伝いを1人以上必ず付ける。また団体戦に関しても部活として、特別な事情がない限りは基本出場していく方針である。よって全日本大会のある7月は部員の大半が出場や準備に係るので忙しくイベントなどを行うのは困難である。
- ・OB射会はどんな内容なのか、現役も出場できるのか。
- ・OB射会のような試合形式の催しをしたい。OB練習会を1回振替ればいいのか。
⇒今回の議題は林範士の講習会が今年、7月の試合（全日の個人予選）の前日にあり現役の負担が大きかった為、提案された。
- ・現役側にとって何が大変なのか。
⇒当日よりも事前の準備（諸手続き）が大変である。
 - ・OB側が事前に連絡すれば解決する話ではないのか。（詳しくは3-4.の議題へ）

3-4. 手続き及びOBと学生の連絡について

【議題内容】弓道部として、試合やイベントを行う際には最低一か月前に、課外活動届や車両申請書を出す為の情報が必要である。しかし現状では連絡不足のためか、申請期限の間際で前提出してしまい体育会や関係者に迷惑をかけてしまっている。

【承認結果】手続きについて必要な情報は1か月前にOB内で集める。

《質疑》

- ・柔道場や剣道場を少しの時間使わせて貰うならば施設借用願いは出す必要は無いのではないか？
⇒弓道場以外の施設は施設借用がなければ使用出来ない決まりとなっているので不可能である。
- ・何故、期限に近いと駄目なのか
⇒課外活動届や施設使用願は二週間前までに体育会に提出する必要がある。柔道場などを使う場合、柔道場を利用している部活の捺印が必要である。すなわち関係の部活の主将は、学部学科学年が違うため、連絡が取りにくい状態にある。そこで二週間に一回開催されている主添付しました将会議で捺印してもらうようにしているが、主将会議に欠席する部活もあるので期限は最低一か月欲しい。
- ・課外活動届けを出さずにOB練習会やイベントを行い廊下と弓道場のみを使えば、書

類を出す手間が省けるのでは。

⇒本来廊下を移動目的以外で使用するのは禁止されており、それを破り続けた場合、部から同好会に格下げという可能性もあり、使用を控えてほしい。

- ・市営の道場を使えば、書類出さなくて済むので、現役に負担がかからないのでは。

⇒市営の道場を使った場合でも傷害保険の関係で課外活動届は書かないといけない。書類は書くのが大変なのではなく顧問の捺印と署名を頂くのが大変である。一枚でも出す場合、現役の負担が大きくなる。

- ・連絡が当日では駄目なのか、当日に車で行きたい時はどうすればいいのか。

⇒茜浜運動場内駐車場に車で乗り入れる場合は二週間前までに学内車両乗り入れ願いを提出しなくてはならない。乗り入れ願いには顧問の印鑑が必要である。しかし顧問は多忙であるので1週間～3週間ほど印鑑を頂くのに時間がかかる可能性もある。夏休みは特に顧問と会えない可能性が高い。したがって当日に連絡を頂いても茜浜運動場内駐車場を利用することが出来ない。駅の近くの有料駐車場を使用するか公共交通機関を使用してもらいたい。運動場の反対側にある海浜公園は無断駐車が多く学校側から止められているので使用控えてほしい。

3-5. 連絡方法について

【議題内容】現役とOB間の連絡が円滑でない。

【承認事項】現役とOBをつなぐパイプ役として、現役と面識のある50回生の長阪 太一郎（学生担当理事）さん依頼する。

第四章『報告について』

4-1. 今年度設立されたHPの報告

【議題内容】HP開設のお知らせと掲載内容について

【承認内容】OB練習会の日程なども記載する。

プライバシーに関わるため、部員の写真は載せることに関しては大学と要検討。

4-2. OB練習会について

【議題内容】OB練習会のお知らせ

【承認内容】毎月第一土曜日の10:00から練習を行っている。練習日の連絡は学生のHPメールの他、弓友会のHPにも掲載する。